

NO. 72

2013.11 vol.21

産廃振興財団NEWS

環境と産業の未来のために

—CONTENTS—

- 一般化してきた3Rへのチャレンジ、そのなかでの廃棄物管理
京都大学 酒井 伸一
- 有害廃棄物・有害物質の国際会議の動向
環境省適正処理・不法投棄対策室 森谷 直子
- エネルギー、バイオマス分野における規制改革通知の概要
- 平成26年度廃棄物・リサイクル対策関係予算案 概算要求の概要
- 低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定
- 講習会 優良産廃処理業者認定制度の活用方法
- 産廃振興財団のうごき
■経営塾OB会



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団



一般化してきた そのなかでの

東日本大震災やその後の原発事故の影響で、日本では低炭素化社会や持続型社会への取り組みへの動きは停滞しているように見えます。しかしながら、地球や人類の持続性のためには低炭素化社会や持続型社会を目指さねばならないことは言うまでもなく、世界各地で、さまざまな分野でユニークな取り組みが続けられています。その一つ、デザインの分野においても、エネルギー保全や環境配慮など持続性との関係でさまざまな新たなチャレンジが行われています。2012年には、スミソニアン学術協会クーパーヒューイット国立デザイン博物館が企画したナショナルデザイントリエンナーレ第4弾として「なぜ今デザインなのか?」が実施され、成書として取り纏められ、出版されています。エネルギーや素材など8課題を取り上げ、課題ごとに注目される事例が紹介されています。なかでも素材、Materialのチャプターでは3Rコンセプトの紹介がなされ、21世紀のマテリアルのデザインの原則が3Rに基づくことになると言及されているのです。具体的には、Reduce事例として生分解性のポリ乳酸 (PLA)、建築工法による廃棄物やエネルギーの削減が、Reuse事例として生分解性の断熱パネルが紹介されています。リサイクルとしても、アルミニウムやガラス

の素材リサイクルとともに、家具関連で「ゆりかごからゆりかご」という認証でのチェアが紹介されています。素材以外にもエネルギーや輸送手段、コミュニティなど、3Rや廃棄物管理との関係が深い各論に触れられており、非常に興味深い取り組みです。そして、豊かさやコミュニケーションとの関係でみたデザイン像にも触れられています。

小泉元首相がG8サミットで世界に3Rコンセプトを提案され、これが米国のデザイン分野の基本となっていることを嬉しく思います。このデザイン分野をはじめ社会の多くの分野で持続性や循環可能性が取り上げられて一般化していること自体は、廃棄物研究分野に身を置いてきたものとしては喜ばしい限りです。その一方、より廃棄物管理分野に近い場ではどのような取り組みが行われ、どのような認識を持てばいいのかはより重要になってきていると言えます。循環型社会形成と持続性との関係を正面から模索する試みが見られるようになってきました。たとえば、日本の環境省が国際連合地域開発センター (UNCRD) と推進している「アジア3R地域フォーラム」では、2013年のハノイ3R宣言において、アジア太平洋地域の2013~2023年の持続性のある3R目標を提案し

3Rへのチャレンジ、 廃棄物管理

京都大学 酒井 伸一

ています。都市域(都市ごみや産業廃棄物)や田園地域の3R、E-Wasteなどの新たな廃棄物対策、さまざまな横断的分野における3Rまで、幅広い分野における3R目標が提示され、その目標をモニタリングするための指標例が提示されています。都市域や田園地域をつなぐ3R目標として、食品のサプライチェーン全体のロス削減、農業や畜産業のバイオマス系廃棄物の利用促進、都市ごみの有機性フラクションの利用などが具体的に掲げられています。小規模島嶼地域(Small Island Developing States, SIDS)地域におけるE-waste問題やプラスチック廃棄物問題、そして広く資源効率性や資源生産性を上げること、多様な関係者との関係を含めた対応戦略を練ることが目標とされているのです。ここでの3R目標は、きわめて多様で網羅的な取り組みに昇華されつつあり、この動きを大切にしていかなければなりません。

ハノイ3R宣言の3R目標は33項目と非常に多く示されているため、少し要点を絞る試みを行ってみます。多くの私見が含まれることにはなりますが、循環型社会形成に向けた本質的課題には、次の3点があると考えています。つまり、環境制約下、資源制約下での発展モデルを人類は構築できるの

か、あるべき循環廃棄フローが用意されていないモノへのシステムづくりは可能か、リサイクルや処理処分施設の立地への満足解を含めて適切な廃棄物管理を継続できるか、の3点です。第1の環境・資源制約下での発展モデル構築は、グローバルな課題であるとともに、アジア地域の発展と日本のポジションにより深く関係する問題です。21世紀に入って、アジア地域の急速な経済発展とともに問題構造が明確に表面化してきているわけですが、環境制約や資源制約の下での発展モデルを、イメージし、具体像を描き、到達への道筋を描いていかなければなりません。第2のあるべき循環廃棄フローが用意されていないモノへのシステムづくりとは、容器包装や自動車などさまざまな個別リサイクル制度が定められてきましたが、本来あるべきリサイクルや処理のフローが用意されていないモノは、身の回りに意外に多いという問題です。都市のごみ処理の現場でよく事故が起きているカセットボンベやスプレー缶などは、その代表例です。こうした家庭系有害廃棄物などを含めて、より木目細かなりサイクル対象フローの実態把握とシステムづくりが必要です。第3のリサイクル施設や処分場などの必要不可欠な施設などの立地への満足解という課題は、国や地方政府

に期待される、いや期待に応えねばならない最大の課題であるかもしれません。とくに政令市は廃棄物事業の展開と環境規制業務のバランスに思慮深い配慮と経験を有しておられますが、案外この点は十分に認識されていません。こうした面での豊富な対話経験をストックし、活かしていく工夫を社会が持っておくべきときに来ているように思います。産業廃棄物処理事業振興財団の業務の中に、PCB処理事業関連業務がありますが、この関係で日本社会は相当の経験と蓄積を積んでいます。この経験をどう活かしていくかを考えることも有効でしょう。

第2、第3の課題は、ある意味では廃棄物管理は永遠の課題との認識を持たねばならないとも言えるわけですが、3.11東日本大震災により、その認識をより強く持たねばならないこととなりました。まず、3.11東日本大震災以後、大規模災害は何年か何十年に1回はたいへんな災害廃棄物対策をもたらすことを知らしめたとも言えます。ある意味では、社会に蓄積された資源が、一

夜にして廃棄物に様変わりするわけです。その災害廃棄物への対処という視点に加えて、災害を念頭においた長期的な資源循環戦略を考えねばならないという見方もしなければなりません。加えて、3.11は放射能汚染廃棄物という課題をもたらしました。徐々に放射線量は減衰するとはいえ、その管理が必要な時間スケールはとてつもなく長い。こうした放射能汚染の廃棄物管理は、人類の有する常識的な時間軸では、半永久的にモニタリングしなければならないとも言えるわけです。

以上の3つの課題を考えていくにあたって、廃棄物関係者がおかれている現状をみれば、研究やビジネス環境が一気に競争的になってきたこと、公共の役割の再構築が求められていること、環境ビジネス構造を柔軟に模索していかなければならないこと、などを境界条件的に考えていかなければなりません。これらの条件克服は、個別でそれぞれに大きな課題です。ともに考えていくこととさせて下さい。

有害廃棄物・有害物質の国際会議の動向

バーゼル条約第11回締約国会議 ストックホルム条約第6回締約国会議

環境省廃棄物・リサイクル対策部

適正処理・不法投棄対策室

森谷 直子

1 はじめに

廃棄物・化学物質の分野で、国連環境計画 (UNEP)の下、①有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (バーゼル条約)、②残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs条約)、③ロッテルダム条約 (PIC条約)が制定されています。

本年4月28日から5月10日まで、ジュネーブ (スイス)において、バーゼル条約の第11回締約国会議 (COP11)、ストックホルム条約の第6回締約国会議 (COP6)、ロッテルダム条約の第6回締約国会議 (COP6)、そして3条約の協力・連携の促進に関する拡大合同締約国会議が開催されました。

各条約の技術的な議題、運用上の課題などについて議論されたほか、今後、3条約の間の協力・連携を強化することで、効率的に国際的な対策を行うことについて議論されました。

バーゼル条約、ストックホルム条約には約170カ国、ロッテルダム条約には約150カ国が参加したほか、国際機関、NGO、産業界等が参加しました。日本からは、外務省、経済産業省及び環境省の担当官が出席し、また、期間中に開催されたハイレベルセグメントには、谷津龍太郎地球環境審議官 (当時)が出席しました。

本稿では、バーゼル条約とストックホルム条約の締約国会議の成果に焦点を当てて紹介します。

2 バーゼル条約第11回締約国会議 (COP11) の主な成果の概要

バーゼル条約のCOP11は、5月3日から5月6日に開催されました。主な成果を以下に示します。

(1)「有害廃棄物等の環境上適正な管理に関するフレームワーク (ESMフレームワーク)*」の採択

2011年のCOP10において、有害廃棄物等のESMに係るガイドライン策定に関する決議が採択され、技術専門家グループでESMフレームワークを作成することになりました。日本は、有害廃棄物等を国際的に環境上適正に管理することが重要と考えているため、この作業のリード国となり、竹本和彦環境省参与が技術専門家グループの共同議長の一人を務め、ESMフレームワーク (表1)を取りまとめました (写真1)。本会合においては、このフレームワークが、正式に採択されました。今後、日本は、フォローアップ活動を行う作業部会のメンバーとして引き続き貢献していきます。

表1 「有害廃棄物等の環境上適正な管理に関するフレームワーク」に盛り込まれた内容¹⁾

1. 環境上適正な管理に関する共通理解	法的事項、施設関連事項、廃棄物関連事項、作業の効率化、環境管理事項、作業環境事項、組織運営・管理事項、情報管理
2. 環境上適正な管理の実施における支援・推進に関するツール	法律制定、ガイドライン・優良事例、自主的な認証システム、自主的な合意・計画、協力体制、訓練・意識啓発・遵守に関する活動、すべての利害者に対する情報共有・報告、経済的・非経済的インセンティブ
3. 環境上適正な管理を実施するための戦略	排出された廃棄物の種類・量、廃棄物の発生抑制・最小限化、作業者を含めた健康被害リスク、利用可能な施設・許容量、環境上適正な管理を支援するための廃棄物処理施設による対策、環境上適正な管理の達成度を評価するための対応、インフォーマルセクターの廃棄物管理活動、環境上適正な管理を達成するために必要な資金



写真1 サイドイベントにてESMフレームワークを紹介

(2) 有害廃棄物等の技術ガイドライン

①水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン

日本がリード国として策定し、2011年のCOP10で採択された「水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン」について、「水銀に関する水俣条約」の交渉結果を踏まえ、今後、ガイドラインを更新していくとの決議が採択されました。日本は、ガイドライン更新のためのリード国となることを表明しました。今後、日本が更新作業をリードしていく予定です。

②POPs廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン

日本が改訂作業をリードする「PCB等により汚染された廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン」を含めた、POPs廃棄物の環境上

適正な管理に関する各種ガイドラインの作成・改訂について、次回COPまでの作業計画が決定されました。日本は、PCB処理の知見等を活用・情報提供し、ガイドラインの改訂に貢献していきます。

③電気電子機器廃棄物(E-waste)の越境移動に関する技術ガイドライン(E-wasteガイドライン)

条約事務局より示されたE-wasteガイドライン案のうち、特に、廃棄物と非廃棄物の区別に関するガイダンスの詳細が議論されましたが、「使用済み電気電子機器を非廃棄物扱いとする場合の条件」に関し各国から異なる見解が示され、合意が得られず、採択には至りませんでした。

今後、この条件について、各国・各主体の情報、実例及び課題の検討等も考慮して、引き続き策定に向けた作業を行うことが決定されました。

環境省は、上記の議論も踏まえ、本年9月20日に、使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準を策定しました²⁾。これは、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器が中古品と偽って輸出され、輸出先における健康及び環境への悪影響を及ぼしている実態を踏まえ、バーゼル法の適切な運用を目的としたものです。本基準により、リユース目的の輸出であることを客観的に判断することができ、輸出者は、この証明が容易できるようになります。

3 バゼル条約締約国会議期間中のエクスカーション

会議の成果とは少し離れますが、バーゼル条約の会議の合間の日曜日、5月5日にスイスが主催して、ローヌ川を12km船で下り、Cheneviers廃棄物処理センターを見学するというエクスカーションがありました。ジュネーブでは、毎年約7万トンの都市ごみを、ジュネーブ中心地からローヌ川下流の廃棄物処理センターへバージで輸送・処理しており、これは市から出る都市ごみ全体の約3分の2になるとのことです。今回のエクスカーションは、このバージの上に絨毯を敷き、軽食・音楽などを楽しみながらセンターへ向かうという、とてもユニークなイベントでした(写真2)。

処理センターでは、焼却施設と有害廃棄物処理施設を見学しました。日本の処理施設と異なり、特に見学用通路は設けられていませんでした。2つあるうちの焼却炉の1つはメンテナンス中だったため、炉の中まで見ることができました(写真3)。処理センターの収集対象人口は約40万人、年間の焼却処理量は約20万トンで、都市ごみ、産業廃棄物、及び隣接した有害廃棄物処理施設で受け入れた有害廃棄物のうち、焼却できる特別廃棄物を焼却処理しているとのことでした。



写真2 ESMフレームワークの技術専門家グループ共同議長の一人モハメド氏(ヨルダン)と。ローヌ川を下るバージの上で

このようなエクスカーションの機会が設けられると、会議場では近づき難い雰囲気の他国の交渉担当者とも、会話をのんびりと楽しむことができ、心の距離が縮まる気がします。このようなイベントは、会議の成果へつながら雰囲気作りに貢献するものだと感じました。

4 スtockホルム条約の結果の概要

ストックホルム条約のCOP6は、4月30日から5月2日まで開催されました。樹脂用難燃剤、繊維用難燃剤として使用されているヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)が、表2のとおり新たに同条約の附属書A(廃絶)に追加されることが決定されました。この物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶に向けた取組を行うこととなります。

この決定により改正される附属書の発効は、国連事務局による各国への通報が到着してから1年後になり、日本においては、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、国内で担保するための所要の措置を講じることになります。製



写真3 Cheneviers廃棄物処理センターのストーカー炉

表2 ヘキサブロモシクロデカン(HBCD)の主な規制内容

附属書Aへの追加物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ヘキサブロモシクロデカン(HBCD)	難燃剤	製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) 建築用のビーズ法発泡ポリスチレン及び押出發泡ポリスチレンに用いる当該物質の製造及び使用

造・輸入・使用の面では、本年6月28日に開催された中央環境審議会小委員会において、HBCDについて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）第2条第2項に基づく第一種特定化学物質として指定することが適当であるとされました³⁾。HBCDを含有する廃棄物については、今後適正な処理方策を検討していきます。

5 今後の予定

次回会合は、2015年5月にジュネーブで開催される予定です。今回と同様、3条約の締約国会議を連続で開催するとともに、3条約共通の課題についてあわせて議論する予定です。次回会合までの間、廃棄物の輸出入管理やPOPsによる人の健康及び環境の保護のため、引き続き様々な取組を進めていきます。

(参考文献)

- 1) 竹本和彦、本多俊一、有害廃棄物等の国際的な越境移動と環境上適正な管理—バーゼル条約における課題と展望—、廃棄物資源循環学会誌、Vol.24, No.4, pp.291-305, 2013
- 2) 平成25年9月20日環境省報道発表「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について（お知らせ）」 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17151>
- 3) 平成25年7月5日環境省報道発表「中央環境審議会「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置及び同法第14条第2項の規定に基づく判定について（第一次答申）」について（お知らせ）」 <https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16881>

【お詫び】『産廃振興財団NEWS』No.71の解説記事「産廃特措法に基づく特定支障除去事業の実施」に、一部画像の誤りがありました。ここにお詫びいたします。正しい画像は以下の通りです。

表2 「特定支障除去事業を実施中の事案の概要」(p.16)

4. 秋田県能代市事案の経緯

昭和55年から廃棄物処理業者が最終処分を開始し、昭和62年頃から敷地外でVOCを含む汚水滲出等の問題顕在化したが、平成10年事業者が倒産し、県が行政代執行等に着手した。

支障等については、これまでの対策により、周辺地下水で水質が大幅に改善しているが、処分場内では一部のVOCが依然として環境基準値を超えて検出している。また、1,4-ジオキサンが処分場内外で高濃度で検出され、新たな対策が必要である。



環境省 平成25年通知

エネルギー、バイオマス分野における 規制改革通知の概要

持続可能な社会の形成に向け、再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT) が昨 (平成24) 年7月にスタートし、我が国においてもバイオマス利用が広がりつつあります。

環境省の規制改革通知については、平成17年通知、平成17年通知に関するQ&A集及び平成18年通知が示されましたが、本 (平成25) 年、エネルギー・バイオマス関連で3本の通知が発出され、これに伴って平成17年通知に関するQ&A集も一部改訂されました。

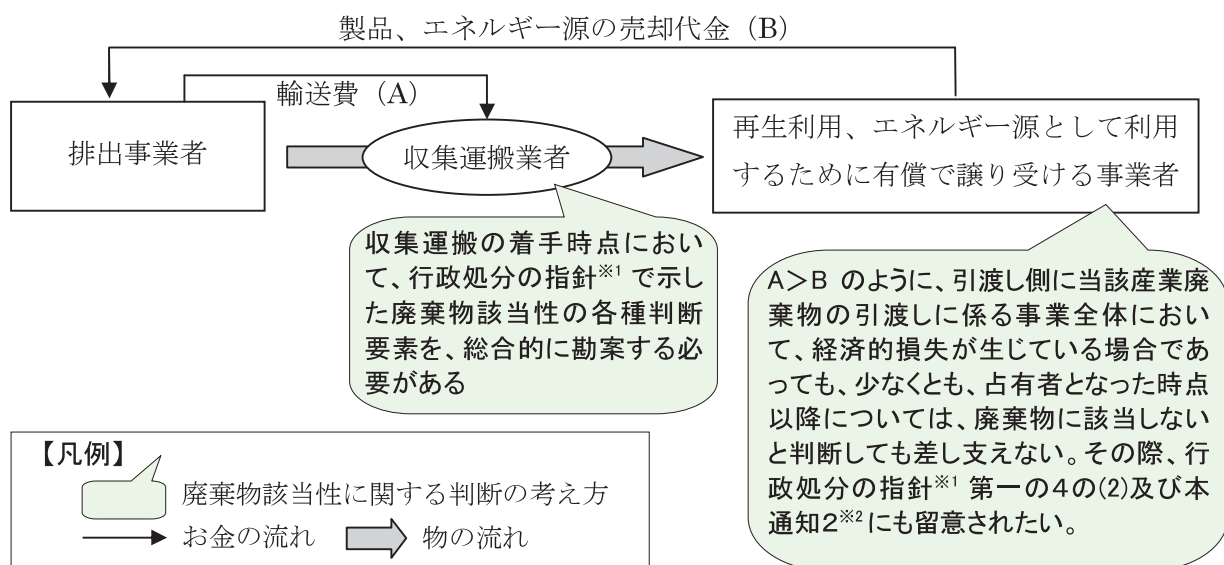
平成25年の3本の通知は下記の通りです。

- 1) 「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」 (平成24年4月3日閣議決定) において平成24年度に講ずることとされた措置 (廃棄物処理法の適用関係) について (通知)
(環廃産発第13032911号、平成25年3月29日)
- 2) 「規制改革実施計画」 (平成25年6月14日閣議決定) において平成25年6月中に講ずることとされた措置 (バイオマス発電の燃料関係) について (通知)
(環廃対発第1306281号、環廃産発第1306281号、平成25年6月28日)
- 3) 「規制改革実施計画」 (平成25年6月14日閣議決定) において平成25年6月中に講ずることとされた措置 (バイオマス資源の焼却灰関係) について (通知)
(環廃産発第1306282号、平成25年6月28日)

以下にこれらについて解説をします。なお、通知本文は、環境省ホームページ (http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/index.html) に掲載されていますのでご参照ください。

- 1) 「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」 (平成24年4月3日閣議決定) において平成24年度に講ずることとされた措置 (廃棄物処理法の適用関係) について (通知)
(環廃産発第13032911号、平成25年3月29日)

この通知は、バイオマス発電燃料等に関して廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱い等について、平成17年通知の第四を改正し、廃棄物処理法 (以下、「法」という。) の適用に関する解釈の明確化をするものです。具体的には、排出時点で産業廃棄物と判断された物について、当該産業廃棄物を再生利用又はエネルギー源 (発電燃料、ガス化の原料等) として利用するために有償で譲り受ける事業者等が占有者となった時点以降の法上の取扱いを明確化するものです (図1参照)。



- ※1 行政処分の指針 (平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号) 第一の4の(2)において示した各種判断要素とは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等
- ※2 本通知2

- (1) 再生利用にあつては、再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
- (2) エネルギー源としての利用にあつては、エネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者による当該利用が、発電事業、熱供給事業又はガス供給事業として確立・継続しており、売却実績がある電気、熱又はガスのエネルギー源の一部として利用するものであること。
- (3) 再生利用又はエネルギー源として利用するための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。

図1 再生利用・燃料利用の事業者及び収集運搬業者における廃棄物該当性の取扱いについて

2) 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(通知)(環廃対発第1306281号、環廃産発第1306281号、平成25年6月28日)

この通知と3)の通知は、いずれも「規制改革実施計画」が平成25年6月14日に閣議決定されたのを受けて、同年6月中に措置(バイオマス発電関係)を講ずることとされていたものです。

バイオマス発電燃料が廃棄物に該当するか否かは、①その物の性状、②排出の状況、③通常の見取り形態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされています(上述の※1行政処分の指針第一の4の(2)における、廃棄物該当性に係る総合判断説を基本として、「バイオマス発電燃料」に関する解釈を明確化)。

さらに、具体的な判断に当たっては、廃棄物の疑いのある燃料については以下のような各種判断要素の基準に基づいて検討することとされています。

特に、④取引価値の有無では、占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること、としながらも、平成17年通知に関するQ&A集（平成25年一部改訂）と同様、運搬費が有償譲渡の価格を上回ることをもってただちに取引価値が無いと判断されるものではないことについて言及しています。

①燃料の性状

当該燃料を使用する発電施設において要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

②排出の状況

当該燃料の生産及び出荷が需要に沿った計画的なものであり、適切な保管や品質管理がなされていること。

③通常の取扱い形態

燃料としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

④取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、譲渡価格が競合する燃料や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。なお、運搬費が有償譲渡の価格を上回ることをもってただちに取引価値が無いと判断されるものではないこと。

⑤占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が認められないこと。

したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記①から④までの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

なお、以上は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたい。

さらに、この通知では、次の2点、

- ・建設系廃木材、家畜のふん尿及び下水汚泥に由来する燃料の廃棄物該当性の判断の参考となるよう、「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を作成の上、各都道府県・政令市に送付するとともに、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/report/h25-01.pdf>) において公表したこと
 - ・複数の都道府県・政令市が関係する事案で、当該各都道府県・政令市の判断結果が合理的な理由なく異なる可能性がある場合等に相談する全国統一相談窓口を、環境省内に設置したこと
- を、合わせて周知しています。

【全国統一相談窓口】

- ①一般廃棄物関係 廃棄物対策課基準係（電話：03-5521-9273）
- ②産業廃棄物関係 産業廃棄物課規制係（電話：03-5521-9274）



図2 バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集

3) 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス資源の焼却灰関係)について(通知)(環廃産発第1306282号、平成25年6月28日)

この通知は、木質ペレット又は木質チップを専焼ボイラーで燃焼させて生じた焼却灰について、産業廃棄物に該当するか否かの解釈の明確化を図るものです。

専焼ボイラーの燃料として活用されている間伐材などを原料として製造された木質ペレット又は木質チップについて、それらを燃焼させて生じた焼却灰の中には、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案した結果、不要物とは判断されず畑の融雪剤や土地改良材等として有効活用されている例もあります。

このような、木質ペレット又は木質チップを専焼ボイラーで燃焼させて生じた焼却灰(塗料や薬剤を含む若しくはそのおそれのある廃木材又は当該廃木材を原料として製造したペレット又はチップと混焼して生じた焼却灰を除く。)のうち、有効活用が確実で、かつ不要物とは判断されない焼却灰は、産業廃棄物に該当しないものとしています。

さらに、この通知でも、2)と同様、複数の都道府県・政令市が関係する事案で、当該各都道府県・政令市の判断結果が合理的な理由なく異なる可能性がある場合等に相談する全国統一相談窓口を環境省内に設置したことについて通知しています。

【全国統一相談窓口】

産業廃棄物課規制係（電話：03-5521-9274）

(企画調査部)

環境省

平成26年度 廃棄物・リサイクル対策関係予算案

概算要求の概要

環境省は、8月30日に平成26年度廃棄物・リサイクル対策関係予算案の概算要求をまとめ、財務省に提出した。

環境省の概算要求総額は8,405億円。廃棄物・リサイクル対策関係の概算要求額は2,652億1,900万円となっている。

廃棄物処理施設整備費補助金は51億9,600万円。このうち、廃棄物処理センター等是他省庁分と合わせて13億8,100万円、PCB処理施設は40億円。一方、循環型社会形成推進交付金は、他省庁分を合わせて703億1,500万円が要求されている。

新規要求項目の中で注目されるのは、巨大災害に備えた廃棄物分野における方策検討業務のための2億6,000万円の要求で、これは今年5月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画(5カ年計画)を踏まえて、諸施策を展開するためのグランドデザインを策定するための予算としている。すでに南海トラフ巨大地震では2.5億t、首都直下地震では約1億tの廃棄物の発生が予測されているが、そういったケースを想定したグランドデザインを策定し、国の行動計画につなげていく指針にしたいとしている。

その他、東日本大震災復興特別会計要求分99億4,700万円(廃対部)、放射性物質汚染廃棄物処理事業に1,550億6,600万円(廃対課)などが要求されている。

表1 平成26年度概算要求・要望の概要(廃棄物・リサイクル対策部)

(単位：百万円)

	平成25年度 予算額 ①	平成26年度 要求・要望額 ②	対前年度 差引増△減額 ②－①	対前年度比 (%) ②/①
公共事業(環境省計上分)	〈8,194〉 51,997	〈9,947〉 70,997	〈1,753〉 19,000	〈121〉 137
非公共(本省予算)	〈223,761〉 227,764	〈180,429〉 191,640	〈△43,332〉 △36,124	〈81〉 84
非公共(地方環境事務所予算)	29	30	1	103
エネルギー対策特別会計	908	2,552	1,644	281
合 計	〈231,955〉 280,698	〈190,376〉 265,219	〈△41,579〉 △15,479	〈82〉 94

注：上段〈 〉書きは、東日本大震災復興特別会計要求分であり、内数である。

※主要新規事項等の概要は<http://www.env.go.jp/guide/budget/>に掲載

表2 廃棄物・リサイクル対策関係公共事業の内訳

(単位：百万円)

	25年度予算額	26年度要求・要望額	対前年度差引増△減額	対前年度比(%)
循環型社会形成推進交付金	(48,222) 43,869	(70,315) 65,665	(22,093) 21,796	(146) 150
一般廃棄物処理施設	(39,224) 35,448	(61,273) 57,244	(22,049) 21,796	(156) 161
浄化槽	(8,998) 8,421	(9,042) 8,421	(44) 0	(100) 100
廃棄物処理施設整備費補助金	8,046	5,196	△ 2,850	65
廃棄物処理センター等	1,021	(1,381) 1,196	(1,381) 175	(-) 117
P C B 処理施設	7,025	4,000	△3,024	57
廃棄物処理施設災害復旧費補助金	0	54	54	-
調査費等	82	82	0	100
合 計	(56,350) 51,997	(75,832) 70,997	(19,482) 19,000	(135) 137

注1：上段()書きは国土交通省計上分(北海道、離島、奄美)及び内閣府計上分(沖縄)を含んだ総額

注2：東日本大震災復興特別会計を含む

* この他、内閣府に地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)を計上

表3 主要新規事項等一覧

(単位：百万円)

事 項	25年度予算額	26年度要求・要望額	対前年度比較増△減額
一般会計			
(非公共)			
・総合的な2 R 戦略の展開(制度化も視野に入れた、総合的な2 R 戦略策定に向けた調査・検討等)	51	37	△ 14
・レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費	453	969	516
・我が国循環産業の戦略的国際的・育成事業	640	1,000	360
・(新)巨大災害に備えた廃棄物分野における方策検討業務	0	260	260
・(新)浄化槽情報基盤強化推進事業費	0	16	16
・し尿処理システム国際普及推進事業費	14	15	1
・有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業	22	28	6
・産業廃棄物適正処理推進費	34	28	△ 6
・PCB廃棄物適正処理対策推進事業	146	136	△ 10
・適正なりサイクルの推進と不法越境移動の監視強化	8	36	28
・水銀条約の批准に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等経費	5	49	44
・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	200	3,225	3,025
・PCB廃棄物対策推進費補助金	1,500	1,500	0
(公共)			
・廃棄物処理センター等に対する補助事業	994	1,189	195
・PCB処理施設整備事業	7,025	4,000	△ 3,025
・循環型社会形成推進交付金(浄化槽分を除く)	27,254	47,297	20,043
・循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)	8,421	8,421	0
エネルギー対策特別会計			
・(新)循環産業の国際展開に係る海外でのCO ₂ 削減に向けた実証支援事業	0	150	150
・廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	818	1,200	382
・(新)モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業(国土交通省連携事業)	0	400	400
東日本大震災復興特別会計			
・放射性物質汚染廃棄物の適正処理等調査検討事業	55	55	0
・放射性物質汚染廃棄物処理事業	97,100	155,066	57,966
・循環型社会形成推進交付金(浄化槽分を除く)	8,194	9,947	1,753

低濃度PCB廃棄物の

無害化処理に係る大臣認定

環境省では、低濃度PCB廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、低濃度PCB廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者に対して、環境大臣が直接認定する制度（無害化処理認定制度）を実施しています。

本年7月以降、関電ジオレ(株)、光和精鉱(株)及び三光(株)からの申請に対して、それぞれ平成25年7月11日、7月18日及び8月19日付けで低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定が行われました。表1に3社の認定の内容を示します。

関電ジオレ(株)の無害化処理の内容は、汚染土壌の処理を行っている既設の高温熱処理設備（ロータリーキルン）に低濃度PCB廃油を吹込み、二次燃焼室で850℃以上、滞留時間2秒以上を確保してPCBを燃焼させ無害化するものです。なお、廃棄物処理施設以外の施設において無害化処理の認定を受けた施設としては全国で初となります。

光和精鉱(株)では、すでに平成22年12月に微量PCB汚染廃電気機器等を対象に燃焼ガス温度1,100℃以上、滞留時間2秒以上とする燃焼条件で認定を取得済みでしたが、今回、燃焼ガス温度を850℃以上とするとともに、固定床炉で加熱分離処理する廃電気機器等の処理量を10.5t/日から28.5t/日に増やして申請し、認定されたものです。なお、処理対象物は微量PCB汚染絶縁油を含む微量PCB汚染廃電

表1 新たに認定された低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設

認定取得者名	関電ジオレ(株)	光和精鉱(株)	三光(株)
住所及び代表者	兵庫県尼崎市東浜町1番地の1 代表取締役 柴垣雄一	福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜 46番93 代表取締役 古田雅一	鳥取県境港市昭和町5番地17 代表取締役 三輪陽通
施設設置場所	兵庫県尼崎市東浜町1番1	福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜 46番93	鳥取県境港市潮見町1番及び1番2
処理を行う廃棄物の種類	廃PCB等 ^{※1}	イ 廃PCB等 ^{※2} ロ PCB汚染物 ^{※3}	イ 廃PCB等 ^{※1} ロ PCB汚染物 ^{※4} ハ PCB処理物 ^{※5}
処理の方法	焼却（ロータリーキルン燃焼方式）	焼却 （ロータリーキル式焼却炉及び固定床炉）	焼却（ロータリーキルン・ストーカー炉 及び固定床炉（二次燃焼炉を含む。））
処理能力	廃PCB等 7.68 kℓ/日	[1] ロータリーキルン式焼却炉 ○ 廃PCB等 24 kℓ/日 ○ PCB汚染物 10 t/日 [2] 固定床炉 ○ PCB汚染物 28.5 t/日	[1] ロータリーキルン・ストーカー炉 ○ 廃PCB等（パーナード噴霧） 9.6 kℓ/日 （コンベア投入） 12.0 t/日 ○ PCB汚染物又はPCB処理物 12.0 t/日 [2] 固定床炉 ○ PCB汚染物又はPCB処理物 6.6 t/日
認定日	平成25年7月11日	平成25年7月18日	平成25年8月19日

※1 微量PCB汚染絶縁油が廃棄物となったもの又はPCBの濃度が5,000mg/kg以下のもの。

※2 微量PCB汚染絶縁油に限る。

※3 微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物になったものに限る。

※4 微量PCB汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物となったもの又はPCBの濃度が5,000mg/kg以下の汚染物

※5 イ及びロを処理したもの又はPCBの濃度が5,000mg/kg以下の処理物

気機器等に限っており、PCB濃度が5,000mg/kg以下の低濃度PCB含有廃棄物は対象としていません。

三光(株)の無害化処理の内容は、固定床炉による微量PCB汚染廃電気機器等の加熱分離処理に加え、ロータリーキルン・ストーカ炉に微量PCB汚染絶縁油を含む低濃度PCB廃棄物を投入して、二次燃焼室で850℃以上、滞留時間2秒以上の燃焼条件で処理を行うものであり、ほとんどすべての種類の低濃度PCB廃棄物を処理対象としています。

この結果、低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定を受けた施設は、平成25年9月末現在で合計10施設となりました。これらの施設で処理可能なPCB廃棄物の種類と処理能力を表2にまとめて示します。

これらのうち、変圧器やコンデンサ等の微量PCB汚染廃電気機器等の筐体及び内部部材を処理可能な施設は4施設となり、また汚泥や防護具類等のPCB濃度が5,000mg/kg以下の低濃度PCB含有汚染物及び処理物(低濃度PCB廃油を除く。)を処理可能な施設は4施設となっています。

なお現在、杉田建材(株)、(株)エコロジスタ、JFE環境(株)及び環境開発(株)からの申請が受理され、申請書の告示縦覧を終えて、認定に向けた審査が行われているところです。その後も申請を希望する事業者は増えてきており、順調に審査が進めば今年度末には認定施設数がさらに増えて15施設を超える見込みとなっています。

表2 低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設一覧

事業者名	設置場所	認定日	処理の方法	低濃度PCB廃棄物の種類及び処理能力			
				低濃度PCB廃油		低濃度PCB汚染物 ^{※3}	
				微量PCB汚染絶縁油 ^{※1}	低濃度PCB含有廃油 ^{※2}	微量PCB汚染物 ^{※1}	低濃度PCB含有汚染物 ^{※2}
愛媛県廃棄物処理センター	愛媛県新居浜市	平成25年3月29日	焼却 (ロータリーキルン式焼却溶融炉及びローラーコンベア式連続方式加熱炉)	28.8kℓ/日	—	(1) ロータリーキルン式焼却溶融炉 (紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、汚泥、コンデンサ(30kg以下)) ※このうち低濃度PCB含有処理物は (2) ローラーコンベア式連続方式加熱炉 (廃電気機器、ドラム缶類)	28.8 t/日 20.16 t/日 28.0 t/日
光和精鉱	福岡県北九州市	平成25年7月18日	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉)	24kℓ/日	—	(1) ロータリーキルン式焼却炉 (木くず・紙くず等) (2) 固定床炉 (廃電気機器・ドラム缶類)	10 t/日 30 t/日 28.5 t/日 —
クレハ環境	福島県いわき市	平成25年2月12日	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉)	21.6kℓ/日	5 t/日	廃プラスチック類 汚泥等 金属くず 廃液	10 t/日 30 t/日 5 t/日 5 t/日
東京臨海リサイクルパワー	東京都江東区	平成23年6月6日	焼却 (流動床ガス化溶融炉)	81.6kℓ/日	—	—	—
エコシステム秋田	秋田県大館市	平成23年11月8日	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉)	14.4kℓ/日	—	—	—
神戸環境クリエート	兵庫県神戸市	平成24年5月21日	焼却 (ロータリーキルン及びストーカ炉)	7.1kℓ/日	—	—	—
富山環境整備	富山県富山市	平成25年2月21日	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉)	14.4kℓ/日	—	(1) ロータリーキルン式焼却炉 (汚泥、木くず、紙くず又は繊維くず、廃プラスチック類、金属くず) (2) 固定床炉 (廃電気機器、ドラム缶類、OFケーブル)	52.8 t/日 14.56 t/日
富士クリーン	香川県綾川町	平成25年2月8日	焼却 (ロータリーキルン及びストーカ炉)	7.2kℓ/日	—	—	—
関電ジオレ	兵庫県尼崎市	平成25年7月11日	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉)	7.68kℓ/日	—	—	—
三光	鳥取県境港市	平成25年8月19日	焼却 (ロータリーキルン・ストーカ炉及び固定床炉)	9.6kℓ/日(バーナー噴霧) 12.0 t/日(コンベア投入)	—	(1) ロータリーキルン・ストーカ炉 (汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず等、廃酸・廃アルカリ) (2) 固定床炉 (廃電気機器、ドラム缶類)	12.0 t/日 6.6 t/日

※1 いずれも微量PCB汚染絶縁油に係るものが廃棄物になったものに限る。

※2 5,000mg/kg以下のもの。

※3 低濃度PCB処理物を含む。

平成25年9月現在



廃棄物処理業界の
未来予想図から考える、

優良産廃処理業者 認定制度の活用方法

講習会

11/28 東京

平成22年廃棄物処理法改正に伴い、優良産廃処理業者認定制度が平成23年4月1日から運用開始され、2年が経過しました。また、産業廃棄物の排出事業者が多数の廃棄物処理業者の中から優良業者を容易に選択して処理を委託しやすい環境づくりのために、産廃情報ネット「さんぱいくん」に加えて、Webサイト「優良さんぱいナビ」が設置され、運営も始まっています。

今後、産業廃棄物を積極的に循環利用する多くの企業に、「優良さんぱいナビ」を十分に活用いただき、適正処理並びに資源循環推進に役立てられるよう、環境省主催による講習会を開催します。

優良産廃処理業者認定制度の一層の活用と、今後の廃棄物処理業界の理想的姿などを考える講習会となっていますので、奮ってご参加ください。
(企画調査部)

講習会の概要

日時：2013年11月28日(木)
14：00～17：30(開場13：30～)
場所：飯田橋レインボービル
(東京都新宿区市谷船河原町11番地)
定員：100名(参加費無料)
主催：環境省
共催：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団、
アミタ(株)

申込方法

下記URLのお申し込みフォームから申込み
できます。

[http://www.amita-oshiete.jp/seminar/
entry/001850.php](http://www.amita-oshiete.jp/seminar/entry/001850.php)

お申し込み受け付け後、遅くとも開催1週
間前までに参加証をメールまたはFAXにて
送付いたします。当日は参加証を持ってセミ
ナー会場までお越しください。なお、申込み
多数の場合は、抽選、または1名/社へ制限
させていただく場合がございます。

プログラム・講師 (敬称略)

第1部 優良産廃処理業者認定制度の基本とデータベース の活用

優良産廃処理業者認定制度の概要と関連施策(仮称)

講師：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長
塚本直也

これまで規制強化主体であった産業廃棄物行政において、
平成22年廃棄物処理法改正で処理業者の育成に本格的に
着手したことや、優良産廃処理業者認定制度の概要・ポイ
ント、この制度に関連した環境配慮契約法や優良さんぱい
ナビ等の施策について紹介する。

優良産廃処理業者認定制度に関連するデータベースの活用

講師：公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団企画調査部長
改田耕一

処理会社のデータベースサイトである「さんぱいくん」
「優良さんぱいナビ」を構築してきた背景や効果的な活用方
法を解説する。

第2部 廃棄物処理業界における理想的未来予想図とは

講師：アミタ株式会社主席コンサルタント(行政書士)

堀口昌澄

排出事業者による優良産廃処理業者認定制度の活用事例
を紹介しつつ、廃棄物処理業界の未来にとって認定制度が
どのような役割を果たすのか、これから排出事業者はどの
ように対処していけばよいのか、産業廃棄物処理業者は今
後どうしていくべきかを考える。

※講師・プログラムは変更になる場合がございます。

PCB廃棄物の適正保管・早期処理の推進 ～環境省が啓発用パンフレットを作成・配布～

PCB廃棄物はその保管期間が長期に及ぶこと、また全国の延べ9万ヵ所以上と多くの事業所で保管されていることから、廃電気機器からの絶縁油漏洩、廃電気機器の紛失・不適正処理等の事案、さらに未だに法に基づく届出がされていない事案が少なからずある。

このような状況から、環境省では、適正保管・早期処理を推進するため、保管事業者や処分・リサイクル関連業者向けに6種類の啓発用パンフレットを作成し、HPへの公開、自治体・関連業界への配布を行った。パンフレットの種類と配布目的を下記にまとめる。

■PCB廃棄物を保管している事業者のみならず

へ(図1)：保管事業者としての責務の再認識

■電気室やキュービクルなどを念のため確認して下さい(図2)：未届出の電気機器の掘り起こし

■トランス、コンデンサを廃棄・リサイクルする前にPCBが含まれているか否かの確認を必ずしてください(図3)：不適正処理の防止

このほか解体工事業者、廃油処分・リサイクル業者、鉄リサイクル業者向けのパンフレットも公開・配布している。各パンフレットは下記環境省ホームページから入手することができる。

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/index.html>

(情報システム部 柴崎)

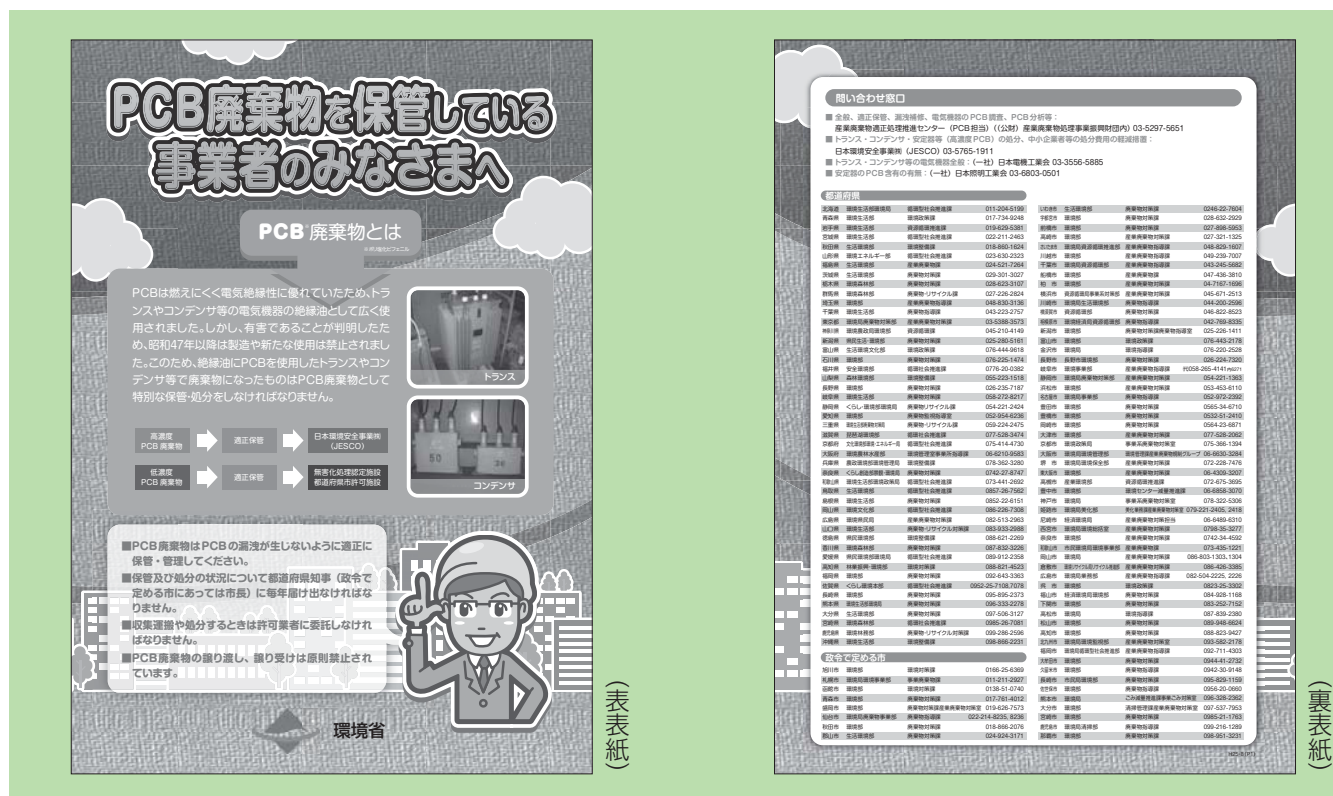


図1 パンフレット「PCB廃棄物を



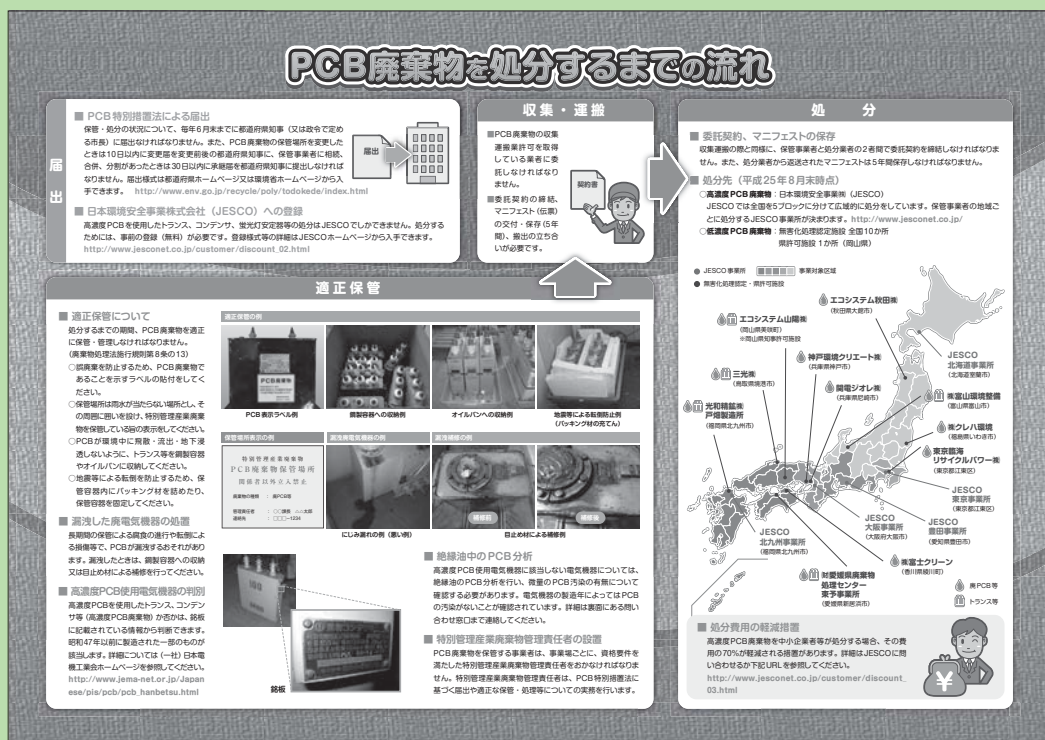
(表紙)

図2 パンフレット
「電気室やキュービクルなどを念のため確認してください」



(表紙)

図3 パンフレット
「トランス、コンデンサを廃棄・リサイクルする前にPCBが含まれているか否かの確認を必ずしてください」



保管している事業者のみなさまへ」

産廃懇話会

第48回 産廃懇話会(施設見学会)を開催

—エコシステム山陽(株)施設等を見学—

産業界の主要14団体が参加して産業廃棄物に関する勉強・情報交換等の活動を行っている産廃懇話会では、第48回産廃懇話会を9月13日に開催し、13名が参加して岡山県にあるエコシステム山陽(株)の施設見学会を実施した。また、施設見学の後、硫化鉄鉱採掘の鉱山町であった^{やなはら}柵原を訪れ、昭和30年代の鉱山の採掘現場や暮らしぶりを再現した柵原鉱山資料館を見学した。

まず、岡山に集合して約1時間半バスに乗り、岡山県北部の美咲町にあるエコシステム山陽(株)の施設に到着。同社の会議室で加納社長、寺門常務取締役等より、会社概要と、2011年10月より受け入れを行っているPCB廃棄物処理施設の処理プロセスの説明等を受ける。エコシステム山陽(株)はDOWAグループで廃棄物処理・土壌浄化・リサイクル事業を担うDOWAエコシステム(株)の子会社。処理施設は連続加熱分離方式による専用炉で最大48t/日の処理能力があり、現在の稼働率は88%とのことであった。

受け入れ、保管場所、加熱炉、処理後保管棚、



第48回産廃懇話会参加者



施設見学



柵原ふれあい鉱山公園

排ガス処理設備を見学ルートに沿って見学した。会議室での昼食後、年に17万tの産業廃棄物を処理する西日本で最大級の廃棄物焼却施設を見て回り、質疑応答を行った。

その後、近くの鉱石輸送用に作られた片上鉄道の吉ヶ原駅舎と、貨車・客車車両が動態保存されている柵原ふれあい鉱山公園内にある柵原鉱山資料館を訪れ、地下400mでの硫化鉄鉱採掘作業を再現した展示等を見学した。当日は天候に恵まれ、活発な質疑応答が行われ、充実した見学会となった。

産業廃棄物処理業 経営塾OB会

勉強会「物流業界から学ぶ収集運搬業のあり方」、 分科会—収集運搬部門、開催される

産業廃棄物処理業経営塾の卒塾生が、研鑽とネットワーク強化に取り組む経営塾OB会ですが、今年度の活動の一環として、去る10月2日(水)に、勉強会「物流業界から学ぶ収集運搬業のあり方 ～安全教育、サービスクオリティはヤマトDNAから～」、さらに引き続いて収集運搬部門の分科会が同日開催されましたのでご紹介いたします。

平成25年10月2日 勉強会、分科会—収集運搬部門

【次第】

- | | |
|----------|---|
| 司会 | 経営塾OB会副会長 五月女大造((株)真田ジャパン取締役) |
| 1. 開会挨拶 | 経営塾OB会会長 濱松直親((株)東亜オイル興業所取締役) |
| 2. 勉強会 | 物流業界から学ぶ収集運搬業のあり方
～安全教育、サービスクオリティはヤマトDNAから～
講師：ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 森田有信様 |
| 3. 分科会 — | 収集運搬部門
同席：同社 森田有信様、一之瀬和彦様 |
| 4. 閉会挨拶 | 経営塾OB会副会長 中野宇喬((株)東伸サービス代表取締役) |

勉強会「物流業界から学ぶ収集運搬業のあり方
～安全教育、サービスクオリティはヤマト
DNAから～」

ヤマト・スタッフ・サプライ(株)の講師、森田有信様より、「ヤマトにおける安全の取り組み」と題して、クロネコヤマトが取り組んでいる、事故の無い職場環境づくり、サービス業のあり方等についてご講義をいただきました。



ヤマト・スタッフ・サプライ(株)の森田有信様によるご講義

ヤマト運輸は、1919(大正8)年に、三越を中心とした区域事業から創業し、路線事業と「輸送のデパート」の時代、宅急便の開始と市場開発の時代を経て、現在はグローバル化を進め、東南アジアでも翌日配達を実現する「新生ヤマト運輸」の時代に入った。

ヤマトの精神は次の3つである。

一、ヤマトは我なり。

⇒全員経営。家族の一員。社長を親父だと思え。人命尊重。人財。みんなで盛りたてよう。赤字でも首を切らない。

一、運送行為は委託者の意思の延長と知るべし。

⇒サービスが先、利益は後。お客様優先。荷物には真心がこもっている。

一、思想を堅実に礼節を重んずべし。

⇒コンプライアンス。接遇研修。社長の代理として仕事をしている。要は普通のマナーができるか、である。

このヤマトの精神を基に、「安全第一、営業第二」の基本理念(⇒業務上のいかなるときにも人命の尊重を最優先する。)が周知徹底され、セールスドライバーの育成のために様々な研修やコミュニケーションが行われている。

ドライバーの育成のためのコミュニケーションは、命令ではなく問いかけ指導を基本とし、ドライバーが判断力を持って行動できるよう仕向けている。また、運転の見える化(システム導入)で安全・省エネ運転を支援し、(事故を)しない風土(⇒教育・コミュニケーション)、させない仕組み(⇒規定・マニュアル、内部監査機能の強化)づくりを行っている。

3.11では、被災地のドライバーが個々の判断で配達業務をいち早く再開して被災した方々に支

援物資等を届け、勇気づけ、復興に大きく貢献した。社員一人一人がお客様優先のヤマトの精神を理解している結果、このような献身的な活動に結び付いた。災害復旧にあたっては、ヤマトのドライバーは地元被災地の道路を最もよく知っているため、道案内のため自衛隊を先導した。

分科会—収集運搬部門

6班に分かれて、下記についてグループ討議を行い、結果を発表しました。

- ①自社で工夫していること(取組事例、強みなど)
- ②収集運搬の収益性向上のために工夫していること
- ③法規制についての要望(規制緩和・強化)
- ④こんなこと出来たら良いと思うこと(協業、ネットワーク化、動脈産業との取組等)

自社で工夫していることとしては、IT技術(配車システムやデジタコ、GPS、アルコールチェック等)や計量機付き車両の導入のようなハード的な取組みから、青ナンバーによるGマーク取得、独自の運行管理システム、回収ルートの定期的な改善による実車率向上、研修・会議等によるヒヤリハットその他の情報共有、気づきを与える仕組





みづくり、優良な取組みへの報償・手当等のようなソフト的な取組みまで、多種多様な意見が出されました。

収集運搬の収益性向上のためには、原価管理の徹底と営業スタッフの情報共有、料金体系の確立、サービスの付加価値向上、社員の多能工化、帰りの有効活用、回収ルートの定期見直し等の意見が出されました。

法規制に関する要望としては、収集運搬業許可の全国免許制、地域間の規制の統一、行政報告の簡素化・統一化や、優良産廃処理業者認定制度のメリットのさらなる拡充（環境配慮契約法の周知徹底等）、再委託要件の緩和、積替保管許可が取得できる仕組み（手順・基準）の明確化、ドライバー資格の設定等の意見が出されました。このほか、この業界が守られていることこそが成長を阻害しており、もっと危機感が必要である、との意見も見られました。



さらに、こんなことが出来たら良いなと思うこととして、県外廃棄物の事前協議制は、最終処分以外は効果を感じられず負荷だけがかかるため廃止すべき、不用品回収業者の取締りの強化、オールジャパンの技術を結集してアジアなど海外で優位に立つ、組合や産廃協会による物流拠点のハブ化、車両の共有化・共用化、協業化、運送業として他の業種との連携、経営塾OB会メンバーでのアライアンス強化など様々な意見が出されました。



ヤマト・スタッフ・サプライ(株)の森田有信様のご講義は、57,000人のドライバーが43,800台の車両を動かして毎日全国で宅配をされているクロネコヤマトの経験と実績に裏打ちされたもので説得力がありました。安全に対する考え方や取組み、ノウハウは同じ物流を担う経営塾OB会の皆さんにとっても共感するところ大だったようです。また、最後にご紹介いただいた東日本大震災における取組みは、会社の「一歩前へ～今できること～」の考え方を具現化したものでした。ドライバーが個々人の判断で素早く宅配業務を再開して被災者の方々に献身的に支援物資等を届け勇気づけたことや、自衛隊による復興作業の道路の水先案内を担ったこと、会社としての寄付による復興支援のお話は、「ヤマトの精神」が全国隅々まで浸透していることの証であり、その素晴らしい取組みに会場全体が深い感動に包まれました。

勉強会に続いて行われた分科会は、来年度からの本格的な取組みに向けた試行的な開催でしたが、ヤマトの取組みに触発され、大変活気に満ちたものになりました。日頃の切磋琢磨と苦労を踏まえて、極めて実践的な意見や取組み事例が多数紹介されました。全国規模の様々な取組み事例や知見によって、OB間で互いに刺激を与え合うことができ、持ち帰るものは大きかったようです。規制に対する要望も、静脈物流で今まさに求められていることとして今後さらに掘り下げていくことが期待されます。

このように、自主的に企画し創造的に活動する経営塾OB会に、今後も引き続き応援をお願い申し上げます。

産業廃棄物処理業経営塾OB会とは

産業廃棄物処理業経営塾OB会は、その卒塾生が経営塾で培った知己や知識等を活かしつつ、交流親睦を一層深めるとともに、経営能力のさらなる研鑽向上を図り、もって産業廃棄物処理業の発展に寄与することを目的に、任意の団体として平成20年2月6日に設立されました(平成25年度会員数210名、会社数135社)。

経営塾OB会では、自主的かつ独立した運営を旨とし、主な年間行事としては、定時総会(年1回)のほか、施設見学会(年1回)、地域別ワークショップ活動(年数回)、勉強会、成果発表会・賀詞交換会(年1回)があります。

特に地域別ワークショップ活動では、4つの地域ブロックに分かれ、相互交流を図ったり、特定のテーマについて議論を深めたりしています。

活動の成果は、成果発表会で広く公表するほか、関係省庁・団体・学会等に対して積極的に情報発信しています。

企業

経営塾 OB会

紹介

(株)オガワエコノス

取締役社長 経営塾9期生
安達 哲嗣

企業名 株式会社オガワエコノス

所在地 広島県府中市高木町502-10

代表者 代表取締役 小川 勲

創業 昭和27年3月15日

設立 昭和40年4月1日

資本金 1,000万円

■概要

弊社は、昭和27年広島県府中市において小川衛生社として創業し、今年3月で60周年を迎えることが出来ました。

液状一般廃棄物(し尿)の収集・運搬からスタートし、市のゴミ収集の委託を受けるようになりました。昭和40年に小川興業株式会社として法人登記をしました。

ゴミ排出量が増加し、処分場に困窮した市に対して、ゴミの分別を提案し、昭和56年民間施設として廃棄物資源化工場を開設しました。

平成9年に(株)オガワエコノスと社名変更、代表取締役に小川勲が就任しました。産業廃棄物に対する法規制を見据え、ダイオキシン規制に対応した焼却炉を平成11年に設置しました。平成15年には鶏飼工場(広島県府中市)で石炭代替燃料としてRPF製造に着手、岡山、仙台に工場を新設し、現在では3工場で年間3万6千tの製造を達成しております。

産業廃棄物以外として一般廃棄物の収集運搬・中間処理、浄化槽維持管理、下水道維持管理、特殊肥料製造・販売、CO₂排出権取引仲介など環境に関する多様な業務を行っております。



選別ライン(本山工場)

■経営方針

平成17年に、小川勲社長(現会長)が社員研修発表会の際、CSR活動に取り組む事と、「良い社員」「良い仕事」「良い会社」という方針を提唱しました。これは、近江商人の「買い手よし」「売り手よし」「世間によし」の三方よしを自社流に取り組みやすくしたものです。

それまでは、経営理念として「Think globally Act Locally」がありましたが、CSR活動をより社員に浸透するために、年度ごとの社長方針を打ち出す事になりました。

「良い社員が、良い仕事をすれば、良い会社になる」という事なのですが、簡素ながらも、基本を捉えた表現のため、社長方針の基本として以降

も使われ続けました。

「良い社員」「良い仕事」「良い会社」という方針は、今年度より、社長交代に併せて、会社の経営方針となりました。これは、今後も会社の基本方針として続けていく事が大切と考えたためです。今年度の社長方針は「変革にチャレンジ！ 自分を変えよう 自分が変われば現場と現物と現実が変わる」で、自ら変わる事が大切という事に取り組んでいます。

■人材育成と経営塾

平成12年にISO14001を取得いたしました。ご存じと思いますが、取得後もきちんと運用するためには、社内組織体制を整える事が大切です。本山工場で取得した翌年、本社においても取得する事になりました。

本山工場ではコンサルタントに手伝って頂いたのですが、本社については全てを社内で実施する事となり、社内でチームを立ち上げ、お互いに教え、教わりながら、審査を受け、認証されました。

今までは、研修講師に教わるだけでしたが、学んだことを生かせるという場が出来ました。

ほぼ同時に、講師は外部の方となりますが、研修そのものは社内で行う「目標管理研修」が始まりました。目標達成のためにどう取り組んでいくのか、それをどうチェックしていくのか、という内容ですが、自分の思う事を相手に上手く伝える大切さを学ぶことが出来ました。

成果発表として、年2回発表会があり、主任以上が参加します。

当初はプリント紙を投影するだけでしたが、現在では全員がパワーポイントを使って説明する形式で行われています。昨年より目標管理から「カイゼン」に変わり、自燃型社員を育成しようと取り組んでいます。

ISO14001に続いて、平成24年4月に個人情報



カイゼン発表会



RPF製造設備(鵜飼工場)

管理としてPマークを取得、現在はOHSASの取得に取り組んでおります。

平成15年に府中市鵜飼工場でRPF固形燃料製造を開始、平成17年に岡山県勝央町にRPF製造専用工場を開設、製紙工場向けに出荷を開始しました。鵜飼工場では、原材料である廃棄物を本社のある広島県内で受注していましたが、岡山工場では、新しい地域の顧客を開拓しなければなりません。

そういった中で、「経営塾」の話がありました。全国の同業者と出会う事が出来、現在行っている社員研修を更に充実させるものとして、今後の勉強になると考え、あえてトップではなく経営幹部を参加させました。当時私は、水処理に関する部門にいましたが、塾のレポートがあるからと言われて、廃掃法の連鎖取り消しの説明をして欲しいと頼まれた事があります。結構厳しい研修を受けているのだなぁと思っていました。弊社ではそ

の後、毎年経営塾に参加させて頂いております。レベルの高い講座を受講し、必要な事を自社流にアレンジして活用させて頂いております。その成果として、産業廃棄物優良認定制度に早くから取り組む事が出来、平成23年11月に取得する事が出来ました。

第三者による評価として、廃棄物処理に関してはISO、個人情報の保護に対する評価としてPマーク、処理業に関する評価は優良認定がありますが、「経営」に対する評価の大切さを感じ、平成18年よりスタンダード&プアーズ社の中小企業向け格付（SME格付）を受けております。当初は“aa”でしたが、平成24年度決算において“aaa”の評価を頂きました。

第三者評価は数字として結果が出る事から、次の課題に繋がります。それに取り組む事が、更に良い評価に繋がっていくと考えております。

■社員教育

社員教育は「階層別」「5S」を基本に行っています。階層別教育は一般社員をベテラン、中堅、若手に分けて、それぞれの役割認識を持つことによって、仕事に生かしております。5Sは、特にしつけとしての「あいさつ」を徹底して行っています。ISOの取得で外部のお客様が増えたということもありますが、弊社では一般の見学者を受け入れて



工場見学(堆肥設備)

います。常時1名から受け付けているのですが、挨拶する事によって、お客様のイメージだけでなく、安全面としてきちんと認識している事を伝えることが出来ます。

清掃も徹底して行っています。弊社は元々工場が狭いので、在庫管理、安全面から早く片付け、綺麗にすることを実施しております。また、ショーウィンドーというイメージが大切であると考えています。

弊社の顧客の大半は、一般家庭の方です。きちんとした挨拶、綺麗な工場・車両が、お客様から好評頂いております。その結果、お客様からのお褒めの言葉が増え、社員への元気付けとなっています。

現在は、社員の気づきという活動をしています。ISOでは環境情報、クレーム情報を受け付ける仕組みがありますが、それ以外のちょっとした気づきを書いて欲しいという活動です。

昨年7月から始めましたが、1年間で1,130件の受付をしております。お客様のちょっとした言葉を受け止め、そこから小さなカイゼンに繋げる活動に取り組んでいます。

■今後について

弊社では単年度計画に基づいて行動してまいりました。小川会長の豊富な経験から出来ていた面もありますが、今後は次の世代にきちんと継承する仕組みも必要で、来年度より5ヵ年計画を策定する事になりました。

策定の基本となる考え方やプロセスは、経営塾を含む研修を通して学ぶ事が出来ました。

それらを活かして、将来を見据えた計画を作成いたします。

今後も「任せて安心オガワエコノス」と言って頂ける会社を目指して頑張ってまいりますので、宜しくお願い致します。

(株)タカヤマ

専務取締役 経営塾4期生
齊藤 康祐

企業名 株式会社タカヤマ

所在地 埼玉県所沢市南永井37-9

代表者 齊藤 吉信

創業 昭和33年1月

設立 昭和49年1月

資本金 40,000千円

当社は、埼玉県所沢市に本社を置き、昭和33年の創業以来、創立55周年を迎えており、廃棄物に関する事業の中でも特に有機性の分野（汚泥、動植物性残渣）の処理、リサイクルを中心に社業を発展させてきました。所沢市で一般廃棄物の浄化槽汚泥処理や、し尿処理から始め、平成元年には埼玉県児玉工業団地内に汚泥専門の脱水・焼却施設を竣工、バキューム車を中心に関東全域から汚泥を収集し、中間処理する業態へと変貌を遂げていきました。そのなかで、主要な取引先もビルやホテルなどの施設から発生する余剰汚泥処理から、外食産業や商業施設などの施設からの厨房排水汚泥へと徐々に変わっていきました。

この流れを転機として本格的に有機性廃棄物処理分野に進出し、平成19年には福島県富岡町に地域バイオマス利活用と農業振興を目的とした堆肥化施設を操業開始させました。飲食店や食品工

場、商業施設から排出される厨房系の汚泥を自社収集し、埼玉県児玉町の工場にて脱水後、福島県富岡町の工場で堆肥化处理し、製造された堆肥を地域の農家へ提供するといった「有機善循環」というスキームを確立させ、社業を進めてまいりました。

しかし、東日本大震災以降、福島第一原子力発電所の放射能汚染問題で、富岡の工場は立入禁止区域となってしまう、操業とあわせて循環のサイクルも停止してしまいました。

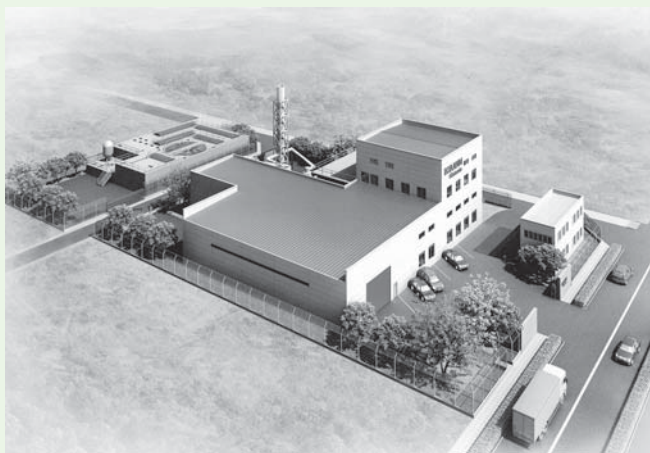
この状況を打開すべく、「品質向上」を新たな目標に掲げ、社屋・車輛・服装もピカピカの「魅せる化」とホームページでの情報公開等による社業の「見える化」、毎年全社員が必ず参加する「タカヤマアカデミー」といった社内研修による人材力の強化を進め、平成25年に「埼玉県経営品質知事賞」を受賞することができました。



本社 外観



知事賞授賞式



エコジョイン北関東パース図

■汚泥中間処理施設「エコジョイン北関東」について

エコジョイン北関東では、平成元年の竣工以来、関東エリアの汚泥と動植物性残渣の脱水・焼却の中間処理を行い、年間46,000tの産業廃棄物を減容・減量化しております。

平成21年には焼却施設のリニューアルを行ない、さらに平成25年末に完工予定としまして全面リニューアルの工事中です。リニューアル工事では①「お客様へのサービスの向上」を目指すこと、②「周辺の生活環境へのさらなる配慮・臭気の封じ込め」を行うこと、③「場内の作業環境改革による業務効率化」を目指すこと、この3つの「品質向上」をテーマとし、投入エリアの2重構造化、搬出エリアの屋内化の他、脱臭設備の増強、事務所棟・研究開発棟の新築、見学通路の新設、洗車場の新設を行っております。

また、今後は研究開発に力を注いで参ります。現在は堆肥として再生利用している脱水汚泥の更なる利活用方法の模索、処理効率の向上による省エネルギー化に取り組んで行きます。

■サービス業としての品質向上について

当社の主力商品の一つにグリストラップ清掃作業があります。グリストラップとは、業務用厨房

などに設置が義務付けられている油脂分離阻集器のことです。そこには油脂分や汚泥分が堆積していくので、定期的な清掃が必要になります。バキューム車で排出事業場に伺い、ホースを伸ばし、汚泥を吸引する、単純な作業ですが、当社では他社との差別化として、清潔な服装と車輛、作業前のKY(危険予知)ミーティング、厨房内の養生、グリストラップ本来の機能向上としてのきめ細かな清掃等、サービス業としての品質向上に力を注いでおります。

また、品質向上ができていくかという確認の為に、年1回品質向上アンケートをお客様に頂いております。営業員の対応は満足できるものか、事務員の電話は明るい対応ができていくか、作業員の業務は安全で迅速に行えているか、業務上のミスはないか、適切な情報公開が来ているか等、お客様からヒアリングしており、問題のある事項に関しては、改善に向けて取り組んでおります。当社の社是の中に「人々への快適環境を提供する仕事を通じ、広く社会に貢献する」という言葉があります。単なる廃棄物処理業者としてではなく、汚れた現場をきれいにしたい、というお客様のニーズに応えられるようなサービスを提供できる会社を目指して参ります。

■グリストラップ清掃全国一元管理

グリストラップ清掃は主力商品ですが、収集運搬の許可や回収可能エリアには限りがあります。しかし、飲食店本部は日本全国の店舗を管理しており、〇〇県の店舗のグリストラップ清掃を行って欲しい、という当社の営業エリア外の依頼を受けることも多くあります。

そのようなニーズに応えるべく、10年前からグリストラップ清掃の全国一元管理業務を各地の協力会社とともに行っております。当社の強みは、単なる管理会社でないことです。実務を行って

るからこそその現場の問題点の把握、コンプライアンスへの取り組み、サービス内容の向上を協力会社と共に行うことが可能であり、お客様から高い評価を頂いております。今後は管理会社としての成長はもとより、お客様の厨房環境の向上に向けて、新たなサービスの提供を行って参ります。

■タカヤマ3イズムについて

当社には「サンクスカード」「そこまでやるか」「改善提案」という独自の社内制度があります。

「サンクスカード」は名刺型のカードに社員一人一人がお互いに「ありがとう」の気持ちを記入し、渡し合うものです。一人毎月5枚以上を奨励しておりますが、毎月1,000枚以上のサンクスカードが社内を飛び交っております。「そこまでやるか」は部署と実務以外での個人目標になります。人として自ら成長する目標を掲げ、毎年期首に社内で発表・掲示しております。「改善提案」は全社員誰



車庫横の従業員休憩スペースにて集合写真

でも直接、社長に提案書を提出できる制度です。現場の細かい改善から大きな事業のきっかけになるようなものまで、様々な提案をすることができます。

このように独自の制度による風通しの良い社風を作る事も、重要な会社運営のひとつとして捉えております。

幼少時の私は喘息もちで、寝込んでばかり。学校に行けない日が多々ありました。

ひ弱だったことを話すと、現在の私をご存知の方は「うっそだあ～」と言われますが、本当です。いや、本当ですってば。

いまでもヒョロヒョロしていますが、当時も負けずにヒョロヒョロで、冬に外出しただけで風邪を引き、夏に外で遊べば咳がひどくなり、それは、それは、元気に死にかけておりました。

唯一の楽しみは、父や母が買ってくれた絵本や図鑑。今でも発売されているだるまちゃんシリーズなどのさまざまな絵本、動物や虫の図鑑は、友達であり、自分をどこかに連れて行ってくれる魔法使いでもありました。ちちんぷいぷい。

小学校低学年でマガーク少年探偵団シリーズ、高学年では江戸川乱歩にハマリ、勇気凛々。

作家の浅田次郎氏は「乱歩は押入で読むのが正しい読み方」と、エッセイで書かれていましたが、私にはそんな度胸はありませんでしたので、布団をかぶって読んでいました。



中学生で星新一のSFの世界に飛び、高校時代は音楽にハマって休憩。大人になってからは、江戸時代にタイムスリップして、火付盗賊改方に就職。

そういえば、父は、何かにつけ本を買ってくれ、母は毎晩必ず姉と私が寝付くまで、本を読み聞かせてくれた。父さん、母さん、本当にありがとう。

現在、私が作家買いしている方は、浅田次郎、奥田英朗、荻原浩、山本兼一、高野和明、最近流行ってしまった池井戸潤あたりでしょうか。有名どころばかりですね(笑)。

最後に……本稿に書いたことは、個人的な感想です。効能には個人差がございますのでご注意ください。

(株)都市環境エンジニアリング 及川 拓史



閑話休題

魔法使い

経営塾2期生 及川 拓史



編集後記

「もったいない」に続いて「おもてなし」が世界に通じる日本語となりそうである。2020年の東京でのオリンピック開催は久しぶりの明るいニュースであり、グローバル化の中での日本の発信力を大いに高めよう。そして、日本の素晴らしさとして「おもてなし」を打ち出したことは良いことだと思ふ反面、最近過剰な気づかいに出くわす場面も多い。

従来から、日本の駅や車内での放送の多さや遅延の際の形式的なお詫び放送にはうんざりしているし、スーパーマーケットでノーレジ袋キャンペーンが行われる一方、

コスメやスイーツ売り場では二重、三重の華麗なラッピングがほどこされている。

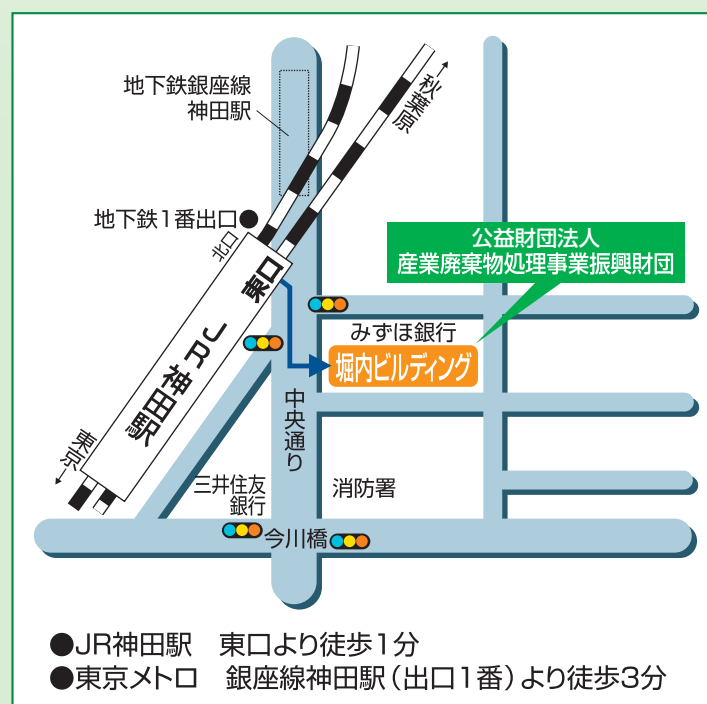
最近、岡山で新しいビジネスホテルに泊まった。カードでの自動チェックイン、チェックアウトが行われ、室内は靴を脱いで入り畳敷きでベッドがあり、合理的で快適なホテルであった。しかし、フロントで岡山城の観覧時間を聞いたが曖昧な回答であった。間に合うかどうかドキドキしながら城まで行ったところ入館は5時までということで無事に入館でき、岡山後樂園等を眺めることができた。

一方、機会があって友人たちと

谷中銀座や根津神社をめぐる谷根千散策をした。途中で外国人旅行者に有名な家族経営の「旅館澤の屋」があった。グループにスペイン人もいたこともあり、興味があって飛び込みで訪問した。宿のご主人はこの突然の8名のグループに嫌な顔もせず1階の共同浴室や2階の畳敷きの部屋を丁寧に案内してくれた。1階には日本中のパンフレットが溢れ、食堂では宿泊客が無料インターネットを操作していた。

「おもてなし」は意外と難しいのではないかと思うこの頃である。

(一循)



産廃振興財団NEWS

2013.11 vol.21 No.72

発行日 平成25年11月11日
 発行人 樋口 成彬
 発行所 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
 〒101-0044
 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング3階
 TEL (03) 3526-0155 FAX (03) 3526-0156
 URL <http://www.sanpainet.or.jp>
 印刷 (株)環境産業新聞社